

公立大学法人奈良県立大学人事委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第6条に規定する人事委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「法人」とは、公立大学法人奈良県立大学をいう。

(審議事項等)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部長、学生部長、学術情報部長、地域創造研究センター長及び附属高等学校長の選考に関する事項
- (2) 大学の専任教員の昇任に係る選考に関する事項
- (3) 大学の専任教員の採用方針及び採用に係る選考に関する事項
- (4) 大学の専任教員の降任、解雇の審査に関する事項
- (5) 前各号に規定するもののほか、理事長が委員会の意見を聴くことが必要であると認める事項

(委員)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学生部長
- (5) 学術情報部長
- (6) 事務局長

2 委員の任期は当該職にある期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて次条以下に定める昇任・採用部会の委員、その他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(昇任・採用部会)

第7条 委員長は、第3条第2号及び第3号の選考に関して、候補者の教育研究業績等の審査を行わせるため、必要に応じて昇任・採用部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

る。

2 部会の委員は次に掲げる者から学長が指名する者をもって構成する。

(1) 学部長

(2) 副学長、学生部長、学術情報部長のうち1名

(3) 教授及び准教授2名（学長、学部長及び前号により指名された教員を除く。）

3 前項のほか、第1項の選考に関して、候補者の教育研究業績等の審査を行わせるために、専門知識を有する学外者を部会委員に加えることができる。

4 部会の委員の任期は、第1項の審査に必要な期間とし、委員長が定める。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、学部長をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。